



逗子市総合計画

基本構想 2015-2038

実施計画 2015-2022

(2020.3 追補版)

逗子市

目 次 ※2020年（令和2年）3月変更

序文.....	3
第1編 総論	
第1節 総合計画策定の趣旨.....	7
第2節 総合計画の計画期間と構成.....	8
第3節 総合計画の特徴.....	10
第2編 基本構想	
第1章 逗子市の将来像	
第1節 基本構想策定の目的.....	13
第2節 いつまでも変わることのない理想像.....	13
第3節 将来像.....	14
第4節 将来人口.....	15
第5節 土地利用にあたっての基本方針.....	17
第2章 わたしたちはこんなまちにしてい	
<5本の柱と取り組みの方向>.....	19
第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち.....	21
第2節 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまち.....	24
第3節 自然と人間を共に大切にするまち.....	27
第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち.....	29
第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち.....	32
第3章 池子の森全面返還をめざして.....	35
第4章 計画の実現に向けて.....	37

※ 本文中に「*」を付している語句については、巻末に用語解説を設けて、50音順に説明しています。
「*」は、概ね章ごとに初めて出た部分に付しています。

第3編 実施計画

第1章 実施計画の基本方針

第1節 実施計画策定の目的	43
第2節 実施計画の計画期間及び内容	43
第3節 実施計画の見直し	43

第2章 計画の基礎条件

第1節 人口	47
第2節 土地利用方針	52

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

<第3章の見方>	59
第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち	61
第2節 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまち	89
第3節 自然と人間を共に大切にするまち	113
第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち	137
第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち	165

第4章 池子の森全面返還をめざして.....183

第5章 計画の推進にあたって

第1節 計画の推進にあたって	189
第2節 進行管理	193
第3節 財政収支見通し	194

第4編 資料

1 逗子市総合計画の策定経過	203
1-1 逗子市総合計画の変更経過	205-1
2 逗子市総合計画の策定指針	206
3 逗子市総合計画審議会の審議経過	216
4 逗子市総合計画審議会への諮問と答申	218
5 逗子市総合計画審議会条例	226
6 逗子市総合計画審議会委員名簿	229
7 逗子市総合計画策定条例	230
8 逗子市総合計画の策定にかかる市民参加のプロセス	232
9 用語解説	235
10 リーディング事業とSDGs17の目標対応表	255

第5節 土地利用にあたっての基本方針

※2020年（令和2年）3月変更

逗子市が、自然環境の豊かな住宅都市として発展してきたという基本的な性格、枠組みは変わりようのないものであることから、土地利用にあたっての基本方針を次のとおりとします。

市街化区域*及び市街化調整区域*の基本的な枠組みは変更しないものとし、限られた資源である土地の有効活用に努めます。

また、市民は土地について私権の一定の制限を受容し、事業者は開発手続きを厳格に守ることで、市民全体の公共の福祉の実現を図りながら、豊かな自然環境と社会環境とが調和する都市づくりをめざします。

特に、市街地における緑を保全・創出し、魅力ある住宅環境の質を高めつつ、子育て世代も居住しやすい都市環境をつくります。

さらに、誰もが安全で安心して暮らせるよう、防災及び減災の推進に努めます。

第2節 土地利用方針 ※2020年（令和2年）3月変更

1 土地利用の現況

都市計画区域面積は、1,728ヘクタールで、市街化区域*は832ヘクタール。市街化調整区域*は896ヘクタールを占めています。

用途地域別面積では、住居系の用途地域が約93パーセントを占める住宅都市です。

● 市街化区域及び市街化調整区域指定状況

区分	都市計画区域		計
	市街化区域	市街化調整区域	
面積(ha)	832	896	1,728
対都市計画区域(%)	48.1	51.9	100.0

(平成28年11月1日県告示第508号)

● 用途地域指定状況

用途地域の種類	面積(ha)	構成比(%)
第一種低層住居専用地域	約499	60.0
第一種中高層住居専用地域	約59	7.1
第二種中高層住居専用地域	約1	0.1
第一種住居地域	約200	24.0
第二種住居地域	約15	1.8
近隣商業地域	約38	4.6
商業地域	約18	2.2
準工業地域	約2	0.2
計	約832	100.0

(令和元年9月19日逗子市告示第132号)

● 地目別土地利用状況

(単位:千㎡)

地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	計
2019年度 (令和元年度)	0.0	64.3	4,517.6	0.0	5,582.0	8.5	879.7	6,227.9	17,280.0

(市税概要 2019年(平成31年)4月1日現在)

● 緑地現況量調査

(単位:ha)

区分		市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (1)+(2)
施設 緑地	都市公園	34.39	55.85	90.24
	公共施設緑地	30.40	22.84	53.24
	民間施設緑地	5.12	2.51	7.63
	計(a)	69.91	81.20	151.11
地域 制緑地	法 による もの			
	緑地保全地区	0.40	0.00	0.40
	近郊緑地保全区域	9.50	271.83	281.33
	風致地区	37.42	24.74	62.16
	歴史的風土保存区域	1.50	5.30	6.80
	自然環境保全地域	0.00	35.00	35.00
	生産緑地地区	1.31	0.00	1.31
	その他法によるもの	33.08	539.96	573.04
	協定によるもの	3.40	0.00	3.40
	条例等によるもの	22.17	53.24	75.41
(地域制緑地間の重複)	(12.96)	(391.10)	(404.06)	
計(b)	95.82	538.97	634.79	
(施設緑地・地域制緑地間の重複)(c)		(11.62)	(32.47)	(44.09)
計 (a)+(b)-(c)		154.11	587.70	741.81

(2019年(平成31年)3月31日現在)

2 土地利用の方針

(1) 基本方針

逗子市が、自然環境の豊かな住宅都市として発展してきたという基本的な性格、枠組みは変わりようのないものであることから、土地利用にあたっての基本方針を次のとおりとします。

市街化区域及び市街化調整区域の基本的な枠組みは変更しないものとし、限られた資源である土地の有効活用に努めます。

また、市民は土地について私権の一定の制限を受容し、事業者は開発手続きを厳格に守ることで、市民全体の公共の福祉の実現を図りながら、豊かな自然環境と社会環境とが調和する都市づくりをめざします。

特に、市街地における緑を保全・創出し、魅力ある住宅環境の質を高めつつ、子育て世代も居住しやすい都市環境をつくります。

さらに、誰もが安全で安心して暮らせるよう、防災及び減災の推進に努めます。

(2) 個別方針

① 山林

市街化区域内の山林については、防災において大きな役割を果たしていることや、良好な住環境の形成及び景観保全に直結していることから、山林の持つ機能に十分配慮された土地利用が図られるよう努めるものとします。市街化調整区域内の山林は、公共性の観点からの利用は考えられますが、基本的には自然環境の保全に資する土地利用に努めるものとします。

低層住宅地を縁取り、市街地からの景観の背景となる緑地帯を斜面緑地帯として位置付け、保全を図ります。また、大規模緑地や大規模公園については、広域的にも貴重な緑資源であることから、後世に引き継ぐ財産として保全を図ります。

② 商業地

商業地は、その性格から都市機能の中核と雇用の場として、商業の活性化に努めるとともに、建物の上層階や生活道路沿いの宅地には利便性を生かした多様な住居が配置され、商と住それぞれのコミュニティが融和した逗子市らしい特色ある商業地としての発展をめざします。

逗子市景観計画における逗子駅周辺地区及び東逗子駅周辺地区については、景観や周辺の住環境との調和と防災・減災に配慮しながら一定程度の面積利

用・高度利用など、有効かつ適正な土地利用を図ります。

なぎさ通り、池田通り、銀座通りの通り筋は、誰にとっても安全な歩行空間等の確保や海辺のまちとしてのまちなみの景観を誘導し、コンパクトでアメニティ*に富んだ商業空間として形成し、にぎわいとくつろぎの持てる商業環境へと改善を図ります。

③ 住宅地

既存の住宅地については、地域住民によって自主的につくられるまちづくりのルールや法的制度の活用を図り、自然と人工の調和した低層の庭園都市的景観をもった住環境の保全とその向上に努めます。また、中層住宅地については、現状を維持しつつ積極的に緑化を推進します。

新たな住宅地や再開発、建て替え等が進む土地については、その地域特性に応じ、防災・減災に配慮しながら、価値多様化社会に対応した魅力的で適正な土地利用への誘導を図ります。

④ 公共・公益施設用地及び道路

公共・公益施設用地及び道路は、都市機能や生活環境を高めるために適切な確保が図られるよう努めるものとします。

⑤ 海岸・河川

海岸は、環境や景観、防災に配慮しつつ、生産、観光資源としての活用を図りながら、自然環境保全地域及び風致地区にふさわしい魅力的な海浜地区としての機能を高めるための土地利用が図られるよう努めるものとします。

河川は、治水機能を高め、生活及び環境空間としての活用を図るよう努めるものとします。

⑥ 池子住宅地区及び海軍補助施設*

将来返還がなされた場合には、緑の保全等に配慮し、適切な利用計画を策定します。

◆ 現況・課題、取り組み ※2019年（令和元年）6月変更

No.	現況・課題	取り組み
1	<p>健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制に資するため、生活習慣病*を中心とした疾病予防が重要な取り組みとして求められている。</p> <p>40歳から74歳を対象に糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健診*を実施しているが、本市では40歳代、50歳代の受診率が低いことが課題となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★(仮称)健康増進計画に基づいて、健康づくりや疾病予防の啓発等の事業を行う。 ★特定健康診査等実施計画に基づき、健康診査及び保健指導を実施する。 ・若い世代に対する受診啓発を行う。 ・土曜、日曜の健診日を増やすなど、受診しやすい環境を整備する。 ・がん検診と同時受診ができる環境を整備する。
2	<p>全国における65歳以上の高齢者数は、団塊の世代を中心に2025(平成37)年には3,657万人となる。また、内閣府が平成19年度に実施した「高齢者の健康に関する意識調査」によると、60パーセント以上の国民が自宅で療養したいと回答している。このことから、在宅医療*の需要はますます増加することが予測される。</p> <p>2014(平成26)年4月1日現在、逗葉地域で往診を行っている医療機関は18件であるため、これを増加させることと、医療と介護のネットワークとして、在宅医療連携拠点*の整備が必要である。</p> <p>在宅医療に限らず、救命救急体制の充実や災害時の医療提供機能の拡充など、地域医療の様々な観点から、近隣病院との連携の推進及び総合的病院を誘致することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★逗子・葉山地区医療保健福祉対策協議会において、医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他関係機関とともに協議、連携しながら、在宅医療連携拠点を整備する。 ・近隣病院の地域外部委員会等に参加するなど意思疎通を図り、市に必要な連携を要望する。 ・ICT等の活用により、救急体制を充実させる。 ・総合的病院の誘致に必要な病床数の確保のため、県に対して要望を行う。
3	<p>各世代における栄養の偏り、過不足、不規則な生活習慣が深刻化しており、改善を図る必要がある。</p>	<p>逗子市食育推進計画に基づき、関係機関等と連携し、食育に関する啓発に努める。</p>
4	<p>市民がスポーツを通して気軽に健康づくりに取り組むことができるよう、スポーツに親しむための環境を整備し、市民総スポーツ運動の一層の推進に努める必要がある。</p>	<p>スポーツ、健康・体力づくり教室等を企画し、健康促進を図る。</p>

No.	現況・課題	取り組み
5	心の健康に係る対策を検討する必要がある。	関係機関等とのネットワークの整備や相談体制の拡充を図る。
6	夏季の異常な高温や高湿度により、熱中症のリスクが高まっている。熱中症は命にかかわることとして、特に子どもや高齢者等に対するさらなる具体的な予防策を伝えるなどの普及啓発が求められている。	<ul style="list-style-type: none"> ・熱帯夜や猛暑日等の情報提供による注意喚起を行う。 ・熱中症についての基礎知識、対処法、予防法等の普及啓発を図る。

★ リーディング事業 ※2020年（令和2年）3月変更

事業名	健康づくり推進事業（健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み）	所管名	国保健康課
事業概要	<p>目的：市民誰もが生涯を通じて活動的に生活できるように、行政のみならず市民が主体の健康づくり活動や地域で進める健康づくりを推進する。その結果、糖尿病等の生活習慣病の発症と重症化の抑止を図り、医療費の抑制に結びつける。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：健康増進計画に基づき、お互いの健康を支え守るための社会環境の整備、ライフステージ*に応じた健康づくりの促進及び市民への生活習慣病やNCD（非感染性疾患）*などの予防の啓発等、健康増進に係る事業を庁内各課との連携に加え、医師会・歯科医師会・薬剤師会・体育協会・商工会等の関係機関と協力・連携することにより、全庁的・全市的に実施する。また、併せて特定健診や各種がん検診を実施するとともに、健診（検診）結果に基づく、保健師及び管理栄養士の保健指導を推進する。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(令和元)年度～2022(令和4)年度	
○（仮称）健康増進計画に基づく健康づくり活動や年代別健康づくり事業等の実施		○健康増進計画に基づく健康づくり活動や年代別健康づくり事業等の庁内各課及び関係機関との連携による実施	
○特定健診・特定保健指導*等の実施		○特定健診・特定保健指導等の実施	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
（仮称）健康増進計画が推進され、国民健康保険被保険者一人当たりの医療費の抑制が図られている。		国民健康保険被保険者一人当たり医療費 311,144円 【2012（平成24）年度末】	
目標【2022(令和4)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
健康増進計画が推進され、国民健康保険被保険者一人当たりの医療費の抑制が図られている。		国民健康保険被保険者一人当たり医療費 311,144円 【2012（平成24）年度末】	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(令和4)年度】		会計区分	
456,459千円		一般 国民健康保険事業特別	

事業名	総合的病院誘致事業	所管名	国保健康課
事業概要	<p>目的：本市にふさわしい総合的病院を誘致することにより、在宅医療の連携体制づくりや救急・災害時医療の確保をし、市民が安心して暮らせる医療体制を確立する。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：状況に応じた、総合的病院誘致に関する検討会や市民説明会の開催による意見聴取を実施し、ご意見シートによる市民意見の募集、広報や市ホームページ、各施設での進捗状況の周知を行う。また、医師会・歯科医師会・薬剤師会や県など関係機関等との調整・協議を図る。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(令和元)年度～2022(令和4)年度	
		<ul style="list-style-type: none"> ○総合的病院誘致に関する検討会の開催 ○県保健医療福祉推進会議等への出席 ○市民説明会の開催 ○基本協定書の締結 ○都市計画手続(用途地域変更・地区計画決定) 	
目標【2022(令和4)年度】		現状【2019(令和元)年7月末】	
総合的病院が開設されている。		開設されていない。	
《参考》計画事業費【2019(令和元)年度～2022(令和4)年度】		会計区分	
1,965千円		一般	

★ リーディング事業 ※2020年（令和2年）3月変更

事業名	地域包括ケアシステム推進事業	所管名	介護保険課
事業概要	<p>目的：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、推進する。</p> <p>対象：65歳以上の高齢者もしくは要支援・要介護認定者及び高齢者を支える自治会・町内会、ボランティア、介護事業者等</p> <p>手段：地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてシステムを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題の把握と社会資源の発掘（ニーズ調査、課題の把握、社会資源の発掘） ・地域の関係者による対応策の検討（介護保険事業計画の策定、地域包括ケア会議等） ・対応策の決定、実行（介護サービス、医療介護との連携、生活支援、住まい、人材育成） 		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
<p>○地域包括支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援 ・在宅医療*・介護連携の推進 ・認知症施策の推進 ・生活支援サービスの体制整備 <p>○地域包括ケア会議の開催</p> <p>○地域包括支援センターの増設</p> <p>○小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施する事業所の公募</p>		<p>○地域包括支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援 ・在宅医療・介護連携の推進 ・認知症施策の推進 ・生活支援サービスの体制整備 <p>○地域包括ケア会議の開催</p> <p>○小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施する事業所の公募</p>	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
地域包括ケアシステムの中心的役割を果たす地域包括支援センターを1箇所増設し3箇所とする。		2箇所	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
小規模多機能型居宅介護が3箇所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が1箇所で開催されている。		小規模多機能型居宅介護1箇所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護0箇所	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
610,912千円		介護保険事業特別	

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業（健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み）	所管名	高齢介護課
事業概要	<p>目的：全国一律のサービス内容であった訪問介護や通所介護については、介護事業所による既存のサービスに加えて、多様な主体による多様なサービスが提供され、利用者がサービスを選択することができるようになる。</p> <p>対象：65歳以上の高齢者もしくは要支援認定者及び高齢者を支える自治会・町内会、ボランティア、介護事業者等</p> <p>手段：対象者のニーズに合った多様な生活支援サービスが利用できる地域資源の開発や人材を育成するために、生活支援コーディネート業務を逗子市社会福祉協議会に委託する。介護予防給付のうち、訪問介護及び通所介護を給付から地域支援事業へと移行するに当たっては、多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的に生活支援サービスを提供していく。また、全庁的、全市的な協力や連携をすることで、みんな元気な高齢者をめざす取り組みを展開する。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(令和元)年度～2022(令和4)年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援サービス等の内容の検討 ○サービス提供事業者の確保 ○介護予防・生活支援サービスの提供 		<ul style="list-style-type: none"> ○庁内各課及び関係機関との連携による介護予防・生活支援サービスの提供 	
目標【2018(平成30)年度】			現状【2013(平成25)年度末】
「元気な高齢者」（65歳以上の高齢者のうち、要支援・要介護者認定を受けていない者）の割合が81.5パーセント以上になっている。			80.4パーセント
目標【2022(令和4)年度】			現状【2013(平成25)年度末】
「元気な高齢者」（65歳以上の高齢者のうち、要支援・要介護者認定を受けていない者）の割合が83パーセント以上になっている。			80.4パーセント
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(令和4)年度】			会計区分
1, 219, 427千円			介護保険事業特別

◆ 現況・課題、取り組み ※2020年（令和2年）3月変更

No.	現況・課題	取り組み
1	<p>社会情勢や家庭、地域を取り巻く環境の変化などにより、保育や子育ての支援を必要とする児童や子育てに不安や負担を感じている保護者は増加している。</p> <p>従来の保育システムだけでは対応しきれないケースが多くなっており、幅広いニーズに対応できる体制を築く必要がある。</p> <p>子育てに関する相談について、子育て支援センター*や母子保健の健診等様々な場や機会を提供し、その中での問題を共有し、児童虐待防止やその他の問題解決を進めていく必要がある。</p>	<p>★子育てに関する情報の一元化、総合化を行い、子育て情報の提供を充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする人の個々の実情を踏まえて、保育所や放課後児童クラブ*などのほか、一時預かりを含む一時保育の実施、ずしファミリー・サポート・センター*事業等を実施する。 ・ほっとスペース*、親子遊びの場など親子が自由に利用でき、集える場を確保する。 ・様々な保育ニーズに対応するため、駅前等交通の利便性の高い地域で保育関連事業の実施を検討する。
2	<p>子どもたちが地域社会でいきいきと活動できるよう、地域社会に中学・高校生を含む子どもの居場所を確保するとともに、自主的な活動を支援することが求められている。</p>	<p>★中学・高校生については体験学習施設「スマイル」*を拠点に、様々な講座やイベント等の企画運営ができる体験学習施設の企画運営委員会を設置し、子どもの居場所をつくるとともに、地域でいきいきと活動できるように支援する。</p>
3	<p>妊娠中から乳幼児期、思春期に至るまで母子ともに健康な発育・発達を支援する必要がある、特に近年増加傾向にある虐待の予防を含めた育児支援の充実が求められている。</p>	<p>虐待予防を含めた育児相談や教室、健康診査、訪問活動などの充実を図る。</p>
4	<p>保育所入所待機児童が増加している中で、2015(平成27)年度から子ども・子育て支援の新制度が施行されることとなっている。</p> <p>今後は、小学校就学前の児童に、質の高い教育と保育を、希望者全員に提供することが求められている。</p>	<p>各施設の設置主体の意向を尊重しつつ、新制度に位置付けられた、認定こども園*や小規模保育*施設等、多様な教育・保育施設が市内で事業展開されるよう支援し、充実を図る。</p>

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち
1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち

No.	現況・課題	取り組み
4	ゆとりある良好な住宅地を形成するために、市民の合意を得つつ敷地面積の最低限度の導入に向けて取り組んでいる。 市民への周知を行いつつ、実際の市民の声をどのように吸い上げるか、手法についても確定しておらず、制度導入の障害となっている。	★市民合意を得るべく、「検討案」として示している数値基準、区域等の精査を行う。 ★神奈川県との協議を行い、都市計画手続きへ移行させる。
5	土地利用の見直しは、土地所有者の権利に関わる問題であるが、良質な景観を維持、創造するためには私権の一定の制限が必要である。	景観に優れたまちをつくることは、土地の資産価値を向上させることをも念頭に、土地所有者を啓発し、理解を求めていく。

★ リーディング事業 ※2020年（令和2年）3月変更

事業名	土地利用方針の調査検討	所管名	環境管理課
事業概要	目的：商業地における住宅の在り方も含め、人口減少時代のあるべき土地利用の方針を検討する。 対象：市内土地建物 手段：都市計画基礎調査の結果を踏まえ、他の行政計画との整合が図られるよう検討を進める。		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
○都市計画基礎調査の実施（5年毎） ・都市計画基礎調査の分析、検討 ○土地利用方針の検討		○都市計画基礎調査の実施（5年毎） ○土地利用方針の検討 ○土地利用方針の決定	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
都市計画基礎調査の実施を踏まえ、本市の土地利用方針が検討されている。		5年毎実施	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
中期実施計画に向けた土地利用方針が決定されている。		前期実施計画策定中	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
16,000千円		一般	

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち
 1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち

事業名	空き家解消事業		所管名	まちづくり 景観課
事業 概要	目的：住宅ストックの安定的な流通・活用を促進することで、人口減少社会に資する生活環境の健全化をめざす。 対象：市内の不動産所有者、空き家の利用希望者 手段：適正管理、予防、相談及び利活用の4つの観点をもって関係機関等と連携を図りながら総合的に施策を展開する。			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(令和元)年度～2022(令和4)年度		
		○空き家の適正管理に係る指導 ○空き家バンクの運営等による空き家解消に向けた取組み ○地域住民と連携した空き家の実態把握・利活用の啓発		
目標【2022(令和4)年度】			現状【2019(令和元)年7月末】	
空き家バンクによる成約件数延べ20件			0件	
《参考》計画事業費【2019(令和元)年度～2022(令和4)年度】			会計区分	
0千円			一般	

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち
2 災害に強く、犯罪のない安全なまち

事業名	避難施設整備事業	所管名	防災安全課
事業概要	<p>目的：大規模災害時における避難場所を確保し、安全で安心なまちづくりを進める。</p> <p>対象：市民、避難行動要支援者（乳児・妊産婦）</p> <p>手段：民間企業に協力を求め、津波避難ビル、震災時避難所の増設を図る。 乳児・妊産婦のための福祉避難所を設置する。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(令和元)年度～2022(令和4)年度	
		<ul style="list-style-type: none"> ○新設及び既設の建築物で津波避難ビルとなりえるものについて協力依頼（逗子市津波避難施設整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金交付） ○市内の5商店街に対し震災時避難所への協力依頼 ○乳児・妊産婦避難所の設置に向け、神奈川県助産師協会へ協力要請及び協議 ○福祉避難所（乳児・妊産婦用）への防災資機材整備 	
目標【2022(令和4)年度】		現状【2019(令和元)年7月末】	
津波避難ビル4箇所増設、震災時避難所4箇所増設、福祉避難所（乳児・妊産婦）1箇所新設		津波避難ビル27箇所、震災時避難所33箇所、福祉避難所（乳児・妊産婦）0箇所	
《参考》計画事業費【2019(令和元)年度～2022(令和4)年度】		会計区分	
7,080千円		一般	

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
5	管渠及び処理場・ポンプ場施設において、長寿命化対策工事及び地震・津波対策工事を実施している。	処理場・ポンプ場施設の一部において対策工事を実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠:現在行っている調査を 2016(平成 28)年度までに完了し、2017(平成 29)年度から対策工事を実施する予定である(初年度は計画策定のみ、下も同じ)。 ・処理場・ポンプ場施設:2013(平成 25)年度から 2017(平成 29)年度までの事業を 100 パーセント完了し、2018(平成 30)年度から新たな対策工事を実施する。 ・地震対策としては、現在実施中の対策工事を 2017(平成 29)年度までに完了し、2018(平成 30)年度からは津波対策とあわせて実施する。

◆ 現況・課題、取り組み

※2020年(令和2年)3月変更

No.	現況・課題	取り組み
1	本市の中心核であるJR逗子駅周辺に比べ、JR東逗子駅周辺は副次核であるにもかかわらず基盤整備が立ち遅れている。	<ul style="list-style-type: none"> ★JR東逗子駅前の旧国鉄清算事業団用地の活用について検討し、推進する。
2	市勢(地形、人口、財政等)に見合った市営住宅を計画的に整備する必要がある。市営住宅の整備にあたっては居住環境のバリアフリー化が求められている。	<ul style="list-style-type: none"> ★桜山住宅の整備を含むユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた住宅整備を実施する。 ★市営住宅管理計画の見直しを図る。 ・県の地域住宅計画との整合を図りながら、市営住宅整備計画を更新する。 ・市営住宅の長寿命化修繕計画を策定し、市営住宅の長寿命化を図る。

No.	現況・課題	取り組み
3	公共施設等の老朽化および利用需要の変化を踏まえ、全体の状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要がある。	逗子市行財政改革推進本部において検討を進めるとともに、長期的な視点をもって計画的に推進するために、(仮称)公共施設等総合管理計画を策定する。
4	高齢化のさらなる進展や障がいのある人などの社会参加の機会が増加することにより、公共施設等のバリアフリー化に対する要求は高まっている。	<ul style="list-style-type: none"> •ユニバーサルデザインの視点を取り入れた公共施設のバリアフリー化を推進する。 •歩行空間のバリアフリー化とともに、景観上の観点からも幹線市道の無電柱化を推進する。 •国・県道については、県に要望し、市域全体の道路のバリアフリー化を推進する。
5	<p>現在市道の約66パーセントが幅員4メートル未満の狭あい道路*であるため、安全で円滑な歩行環境の向上と歩行空間の確保、また緊急車両の通行の必要性から、拡幅や隅切り等の整備を行うことが求められている。</p> <p>家屋の新築等に伴う道路後退部の寄付を義務化することは現在の法制度では困難であり、寄付は増えていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> •狭あい道路整備事業により、寄付を受けた道路の整備をする。また、隅切りについても整備をしていく。 •今後も、狭あい道路整備事業について、広報誌や特定行政庁の協力を得て啓発を図る。
6	市内の渋解消や道路環境の改善が求められている。	<ul style="list-style-type: none"> •既設道路における歩車道の比率の適正化と支障物件の整理を進める。 •幹線市道など道路幅員等の状況で可能な道路について、歩行者、自転車、自動車の分離を図る。 •都市計画道路の未着手路線等を見直し、整備を検討する。また、県や関係住民との協議、調整を図る。 •市内幹線市道の整備、改良を図るとともに、県道の整備について、国・県等関係機関に要請する。 •歩行空間の確保及び整備・向上を図る。 •安全で快適な空間を創出するポケット・パーク*を整備し、管理についてはアダプトプログラム*等による市民協働を推進する。 •街路樹診断を行い、街路樹の計画的な植え替えや管理を行う。 •駅周辺をはじめとした市内の交通環境をより円滑なものとするため、必要な調査等を行う。

No.	現況・課題	取り組み
7	地籍調査*は、土地の正確な境界、面積、所有権等に関する最も基礎的な調査で、円滑な土地取引や良好なまちづくり、地震・津波被災後の迅速な復旧・復興等に不可欠である。	10年間で津波浸水予想地域(2.8平方キロメートル)の調査を完了できるよう、官民境界等先行調査を実施する。
8	下水処理場・ポンプ場は供用開始後40年以上経過し、管渠についても布設後30年以上経過した管が50パーセント以上を占めるなど老朽化が進んでいる。これらを計画的に改築・更新するとともに、地震対策、浸水・不明水対策及び合流改善対策についても、並行して実施する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画を策定し、対策工事を実施する。 ・地震対策計画を策定し、対策工事を実施する。また、地震・津波等で被害を受けた場合の業務継続計画を策定する。 ・浸水・不明水対策のための調査を実施するとともに、改善計画を策定する。 ・合流式下水道緊急改善事業完了後もさらなる改善のために、工事を継続する。 ・下水処理場等下水道施設の再整備に向け、必要な調査・研究等を行う。

★ リーディング事業

事業名	JR 東逗子駅前用地活用事業	所管名	企画課
事業概要	<p>目的：JR 東逗子駅前の旧国鉄清算事業団用地を有効活用することで、駅周辺の快適性・利便性を向上させるとともに、活性化を図る。</p> <p>対象：市、市民、事業者</p> <p>手段：市民や事業者、地権者との合意形成を図り、用地活用計画を策定する。また、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、施設整備を行う。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○(仮称) JR東逗子駅前用地活用計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究 ・庁内プロジェクトチームによる検討 ・関係者、関係機関との話し合い ・市民説明会の開催 		<ul style="list-style-type: none"> ○民間資金等の活用の検討 ○事業者選定 ○施設整備に係る実施設計 ○施設整備工事 	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
(仮称) JR東逗子駅前用地活用計画について、市民や事業者、地権者との合意形成が図られている。		計画の策定に着手していない。	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
(仮称) JR東逗子駅前用地活用計画のもと、施設整備を行う。		計画の策定に着手していない。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
15,300千円		一般	

第1節 計画の推進にあたって

1 協働のまちづくり

逗子市では、池子米軍家族住宅建設問題をはじめとして、さまざまな市民参加が行われてきた歴史があり、自分たちのまちは自分たちで守り、つくるという強い思いを持っています。また、「逗子市まちづくり基本計画」においても、自ら課題を解決すべく地域の活動に関わっていくという「自律した市民」の必要性が示されています。

近年、地域をめぐる環境が大きく変わり、市民のニーズが多様化し、様々な新しい課題が生れてきています。これらの課題を解決するためには、行政だけでなく市民一人ひとりの力を発揮することが必要です。

将来像の実現に向け、市民や地域・団体、企業など様々な主体が、それぞれの役割を持ち、連携・協働してまちづくりに取り組むことができる体制・システムの運用と更なる充実に努め、協働のまちづくりを推進する必要があります。

2 効果的・効率的な自治体経営の推進 ※2020年（令和2年）3月変更

急速な少子高齢化の進展、ICTの高度化、地域を越えた環境問題の顕在化等、私たちを取り巻く社会や経済の状況は大きく変化してきました。地方自治体もまた、そうした変化を受けて、住民の日常生活圏の拡大、住民ニーズの高度化・多様化等による様々な課題に直面しており、税収の増額が見込めない厳しい財政状況の中で、より効率的な行政運営を行うことが必要となっています。

市政は、最も身近な行政として、市民ニーズや日常生活圏の広がりに対応していく取り組みを進めることが重要になりますが、一方では、将来を見据えて、効率的でかつ質の高い行政を展開できるよう行財政の基盤をさらに強化する必要があります。

そのために、最少の経費で最大のサービスが提供できるよう、指定管理者制度の導入、事務事業の民間委託化、職員人件費の適正化など、引き続き行財政改革に取り組み、足腰の強い自治体づくりを進める必要があります。また、事業選択の際には、費用対効果の検証はもちろん、その目的や成果を改めて検証し、改善につなげることで市民の期待に応えていくことが重要となります。

同時に、厳しい財政状況においては、地方分権を踏まえ、国や県から必要な財源の移譲を求めることも必要ですが、一方で個人市民税以外にも歳入の柱を作り財政的に自走できる財政構造へと転換を図るべく、企業誘致・起業支援を進めていきます。

また、AI*やIoT*等の先進技術を活用して地域が抱える課題の解決や様々なサービスの効率化・高度化を図るスマートシティや、2015年（平成27年）9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs*）の観点からも、行政運

営に取り組んでいきます。

また一方で、まちのにぎわいや活性化、行政サービス水準を維持していく上で、できる限り現状の人口の維持に努める必要があります。子育て世代を中心とする生産年齢人口層の転入促進につなげるために、本市の魅力を高め、内外に対して積極的に発信するシティプロモーション*に取り組んでいきます。

3 個別計画等との相互連携 ※2020年（令和2年）3月変更

市の計画体系は、総合計画を最上位に、政策分野を定める基幹計画、そして個別の施策分野を定める個別計画の三層とします。

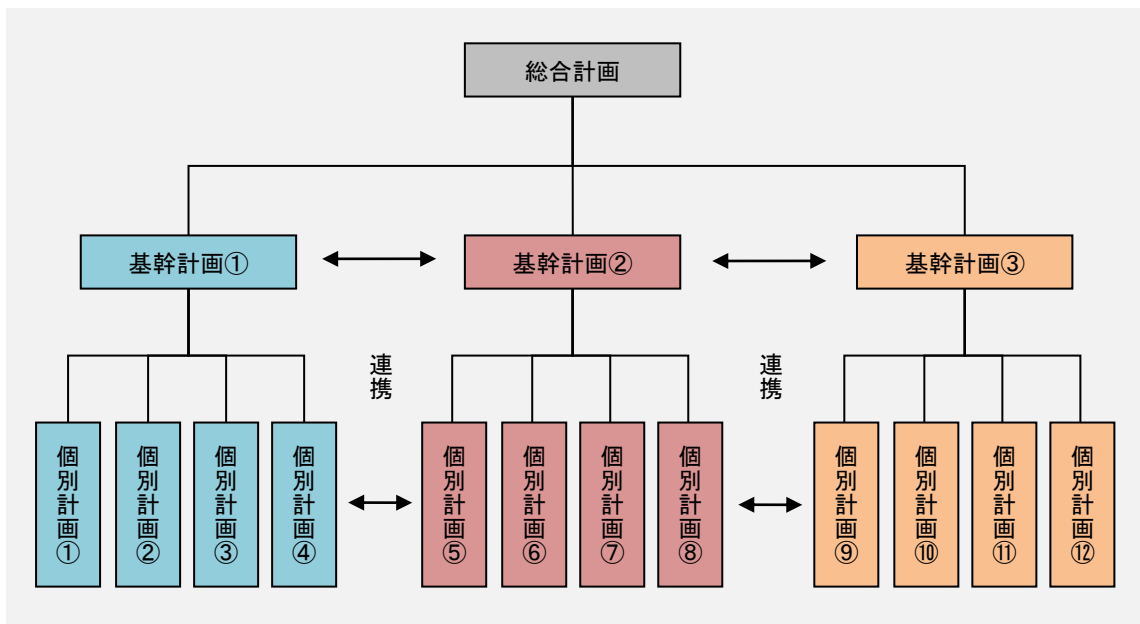
そして、この三層は、基本構想におけるめざすべきまちの姿（5本の柱）と基幹計画の最上位の目標等とが整合し、基幹計画の下位の目標等と個別計画の最上位の目標等とが整合する形で重なり合うよう策定していきます。

リーディング事業は、実施計画の期間8年間で戦略的・重点的に実現を図っていく事業として、基幹計画、個別計画でそれぞれ定める事業（取り組み）の中でも特に重要な事業（取り組み）と共通な事業となります。

このように、すべての計画を総合計画の下に体系化し、三層（総合計画・基幹計画・個別計画）を連動させて、一体的に計画の実現を推進していきます。

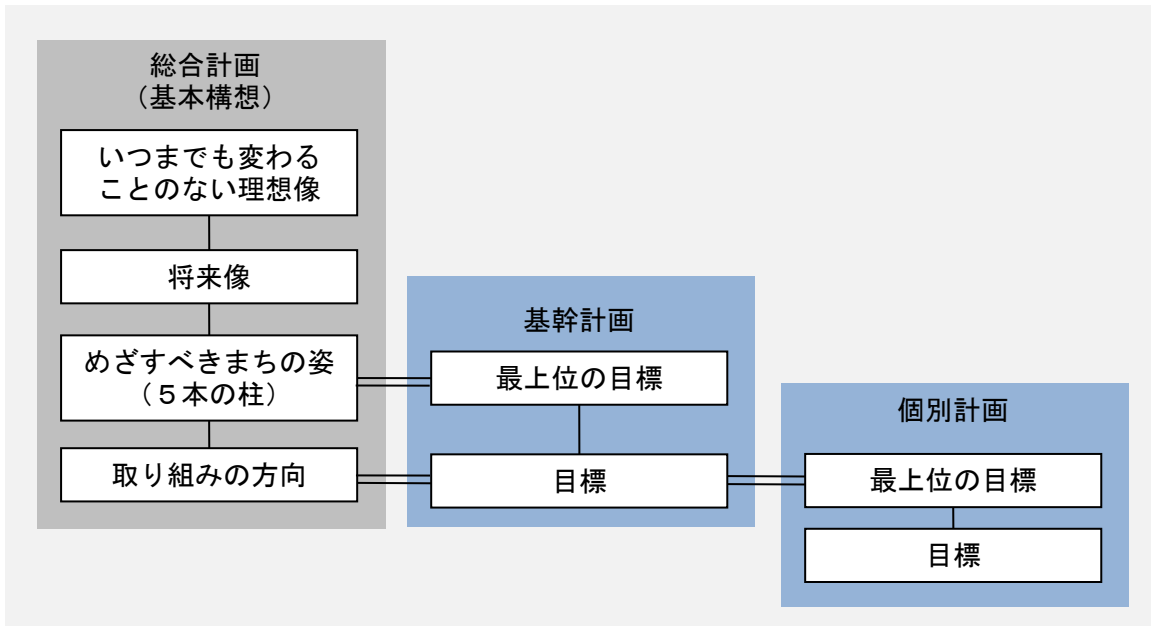
また、施策の推進にあたっては、所掌を越えて生じる影響と期待できる波及効果を意識し、計画や施策、組織を横断する視点をもって枠組みを越えた推進を図ります。

● 計画体系のイメージ

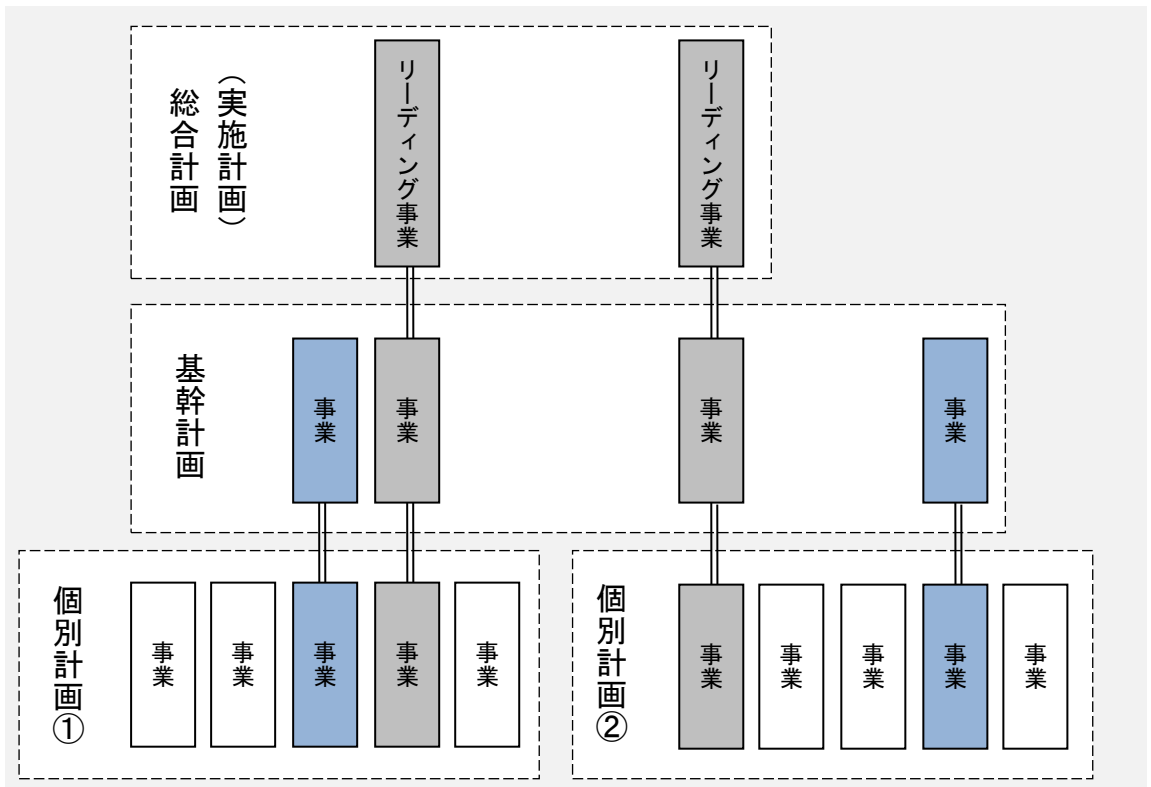


※ここでいう「個別計画」「基幹計画」は、目標年次を定めて推進していく計画をいい、行動マニュアルやガイドラインを定めた計画は該当しません。

● 基本構想の取り組みの方向と基幹計画・個別計画の目標との関係のイメージ



● リーディング事業の位置付けのイメージ



※実施計画における「リーディング事業」と基幹計画・個別計画における「事業」は、呼称は異なりますが同じ内容です。

※基幹計画・個別計画における「事業」は、計画によっては「取り組み」「施策」などと言う場合があります。

● 財政収支見通し ※2020年（令和2年）3月変更

2019年度（令和元年度）当初予算額を基に作成した長期財政見通しに、同年度の9月補正予算額までをベースに、2022年度（令和4年度）までの4か年の財政収支の見通しを一般会計ベースで作成しました。

歳出については、人件費をはじめとする義務的経費や物件費、特別会計への繰出金など、総額777億800万円が見込まれます。

そのうち、リーディング事業については、投資的経費に1億3,400万円、委託料などの物件費に10億4,100万円など、総額21億1,000万円が見込まれます。

これに対しての歳入は、市税収入369億1,300万円をはじめとして、総額777億800万円が見込まれます。

この歳入歳出の予測に基づき、事業の推進を図ることになります。

1. 歳出の予測

（単位：百万円）

	2019(令和元)年度～2022(令和4)年度	
	合 計	うちリーディング事業
歳出合計	77,708	2,110
義務的経費	45,510	211
人件費	18,561	171
扶助費	18,904	40
公債費	8,045	0
物件費	12,212	1,041
維持補修費	795	0
繰出金	9,643	422
投資的経費	5,332	134
その他	4,216	302

2. 歳入の予測

（単位：百万円）

	2019(令和元)年度～2022(令和4)年度	
	合 計	うちリーディング事業
歳入合計	77,708	2,110
自主財源	43,898	1,846
市税	36,913	1,795
その他	6,985	51
依存財源	33,810	264
国庫支出金	10,647	99
県支出金	5,252	89
市債	6,737	26
地方交付税	4,612	0
その他	6,562	50

1-1 逗子市総合計画の変更経過 ※2020年（令和2年）3月変更

2017年度（平成29年度）

- 03月22日 総合計画実施計画の見直しについて（関係課通知）
- 03月28日 総合計画実施計画の見直しに係る考え方についての関係課説明会

2018年度（平成30年度）

- 05月16日 平成30年度第1回総合計画審議会
総合計画の見直しについて（説明）
- 07月25日 平成30年度第2回総合計画審議会進行管理部会
前期実施計画の見直しの必要性について（審議）
- 07月31日 平成30年度第3回総合計画審議会進行管理部会
前期実施計画の見直しの必要性について（審議）
- 08月22日 平成30年度第2回総合計画審議会
総合計画前期実施計画の見直しについて（諮問、審議）
- 11月12日 平成30年度第3回逗子市総合計画審議会
総合計画前期実施計画の見直しについて（審議）
- 11月26日 逗子市総合計画前期実施計画の見直しについて（答申）

2019年度（令和元年度）

- 04月04日 平成31年度第1回逗子市総合計画審議会
逗子市総合計画実施計画（見直し案）について（諮問、審議）
- 04月05日 逗子市総合計画実施計画（見直し案）について（答申）
- 04月15日 総合計画前期実施計画の見直しに関するパブリックコメント（～5月14日）
- 06月12日 議案第31号 逗子市総合計画実施計画の変更について（提出）
- 06月25日 逗子市総合計画実施計画の変更について議決
- 06月25日 逗子市総合計画実施計画の変更について決定

- 08月09日 総合計画実施計画の改定方針の決定
- 08月27日 令和元年度第2回逗子市総合計画審議会
逗子市総合計画実施計画の改定について（諮問、審議）
- 09月12日 令和元年度第3回逗子市総合計画審議会
逗子市総合計画実施計画の改定について（審議）
- 12月17日 令和元年度第4回逗子市総合計画審議会
逗子市総合計画実施計画の改定について（審議）
- 12月23日 逗子市総合計画実施計画の改定について（答申）
- 12月25日 政策会議
- 01月07日 逗子市総合計画の一部改定に関するパブリックコメント（～2月5日）

2019年度（令和元年度）（続き）

- 02月10日 政策会議
- 02月20日 議案第4号 逗子市総合計画の変更について（提出）
- 03月17日 逗子市総合計画の変更について議決
- 03月17日 逗子市総合計画の変更について決定

※2020年（令和2年）3月変更

あ行（続き）

■ IoT【あいおーてい】

Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

■ AI【えーあい】

Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピューターシステム。

■ SDGs【えすでいーじーず】

Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標のこと。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成される。

10 リーディング事業とSDGs17の目標対応表 ※2020年(令和2年)3月変更

事業名	1 平和と正義 平和	2 気候変動 気候変動	3 健康と福祉 健康と福祉	4 質の高い教育 教育	5 ジェンダー平等 ジェンダー平等	6 清潔な水と衛生 水と衛生	7 エネルギー エネルギー	8 働きがいと経済成長 経済成長	9 産業と雇用 産業と雇用	10 人や国の不平等をなくす 不平等をなくす	11 住み続けられるまちづくり まちづくり	12 持続可能な消費と生産 消費と生産	13 気候変動 気候変動	14 海の豊かさ 海の豊かさ	15 陸の豊かさ 陸の豊かさ	16 平和と正義 平和と正義	17 パートナーシップ パートナーシップ
地域福祉推進事業										●							
健康づくり推進事業(元高齢者を増やそうプロジェクト)			●														
地域医療充実事業											●						
総合的病院誘致事業											●						
地域包括ケアシステム推進事業			●														
介護予防・日常生活支援総合事業(元高齢者を増やそうプロジェクト)			●														
療育推進事業				●													
民間障がい者福祉施設整備等促進事業										●							
子育てネットワーク構築事業										●							
体験学習施設講座等事業										●							
共有ネットワーク構築事業				●													
文化振興事業(返子アートフェスティバルの充実)																	
スポーツ推進事業(返子市スポーツの祭典)																	
教員の授業力・学級経営力・児童生徒指導力向上重点事業				●													
各種講座事業				●													
自然の回廊プロジェクト推進事業																	
特別緑地保全地区指定事業															●		
池子の森自然公園整備事業															●		
生ごみ減量化・資源化事業														●			
一般廃棄物処理施設整備事業																	
スマートエネルギー普及促進事業																	
景観のまちづくり推進事業																	

第4編 資料編 10 リーディング事業とSDGs17の目標対応表

事業名	1 貧乏をなくす	2 質の高い雇用を創出する	3 気候変動に脅かされる生態系を保護する	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を達成する	6 安全な水とトイレを世界中に	7 再生可能エネルギーを普及させる	8 働きがい、経済成長、雇用を創出する	9 産業とインフラの基盤を構築する	10 人や国々の間での格差をなくす	11 住み続けられるまちづくりを	12 つぶやみ持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正な社会を築こう	17 パートナリシップで目標を達成しよう
土地利用方針の調査検討									●								
計画的なまちづくり推進事業																	
空き家解消事業																	
避難行動要支援者支援事業									●								
防犯対策事業																	
避難施設整備事業												●					
歩行者と自転車優先するまち推進事業									●								
JR東逗子駅前用地活用事業									●								
市営住宅整備事業																	
逗子海岸保全活用事業											●						
商工業振興事業								●									
小坪海浜地域活性化事業													●				
(仮称)自治基本条例検討事業											●				●		
地域自治システム推進事業											●				●		
市民協働推進事業((仮称)市民協働推進条例の制定)																	
男女共同参画プラン推進事業((仮称)ずし男女共同参画推進条例の制定)			●		●			●									
情報化推進事業																	
国際交流推進事業				●													●
非核平和推進事業				●													

逗子市総合計画

(基本構想・実施計画)

発行日 | 2015年(平成27年)3月

2019年(令和元年)6月 変更

2020年(令和2年)3月 変更

発行 | 逗子市(経営企画部企画課編集)

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号

TEL 046-873-1111(代表)

FAX 046-873-4520

E-mail kikaku@city.zushi.lg.jp
